

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 いたるセンター

身体拘束適正化のための指針

（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

第1条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実践に努めます。

2. 障害福祉基準の身体拘束防止の規定

サービス提供にあたっては、該当利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

3. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たした場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 身体拘束を行う場合には、この3つの要件をすべて満たすことが必要です。

（身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項）

第2条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」という）を設置します。

尚、本委員会は責任者を当事業所の管理者、虐待防止マネージャーを「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下、「担当者」という）」、その他虐待防止委員で構成します。

また、必要に応じて知見を有する第三者等の助言を得ます。

2. 委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります

3. 委員会は、年1回以上開催します

4. 委員会では、次のことを協議します

- ①身体拘束の適正化のための指針の整備に関すること
- ②発生した身体拘束について、適切な手続き・方法で行われているかの確認をする
- ③身体拘束についての職員研修の内容に関すること

- ④身体拘束について職員が相談・報告ができる体制整備に関すること。
- ⑤身体拘束があった場合、その発生原因等の分析から得られる確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等及び障害者虐待防止に関する基礎的な知識を習得するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

- 2. 研修は、法人等研修を含め年1回以上行います。また新規採用時は必ず研修を実施します。
- 3. 研修内容については、記録をとり、保存します。

（事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針）

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時に同委員会を招集するものとします。

（身体拘束等発生時の対応に関する基本方針）

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命。身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員や関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討し決定します。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。（参考様式Ⅰ）

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けされており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。（参考様式Ⅱ）

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④拘束の解除

③の記録の再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者本人、家族に報告します。

(利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また当事業所のHPに掲載し、公表することとします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な事項)

第7条 第3条に定める研修会のほか、法人主催の職員研修や外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図ります。

附則

この指針は、令和4年12月1日より施行します。

(参考様式 I)

身体拘束等に関する説明・同意書

様

下記に記した ABC すべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。

ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再検討を行います。

- A 利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

ただし、必要性がないと判断された場合若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止する。

* 対応の概要

個別の状況による理由	
方法（場所、行為、部位、内容）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日から 年 月 日まで

上記とおりに対応します。

年 月 日

施設名：

代表者氏名 印

説明者氏名 印

上記の件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名： 印

家族又は代理人

印

(参考様式Ⅱ)

[illegible]